

森林組合だより

平成 27 年 10 月 31 日
加子母森林組合 発行

秋の記念市を開催 優良材を中心に高値の取引！



＜優良材品評会の様子＞
審査委員は林齢、曲がり、節の有無、色つや、年輪の詰まり具合を見比べ優劣を付けます。枝打ち材コンクールでは特に枝打ちの深さを審査します。

今年の秋の記念市を、10月13日に開催しました。加子母地区内はもとより地区外からもヒノキ、スギなど約930㎡が出材され、1,600万円の売上で買い方業者も多く、活発な市となりました。全国的には安値が続いているため伐採量が減少しており、無い高傾向の中での開催でした。特にヒノキの良質材が多く出品され、高値の取引となりました。

記念市に先立って、優良材の品評会と枝打ち材のコンクールを行いました。審査の結果、**万賀区から出品されたヒノキ（樹齢約90年、末口36cm、6m元玉）と、万賀区から出品されたスギ（樹齢約90年、末口54cm、4m元玉）**がそれぞれ金賞に選ばれました。

枝打ち材コンクールでは地区内外から**5名**の方のヒノキ材が入賞しました。枝打ち材の審査では、近年太目の材が出品されるようになり、直材で正円形に近く、なにより枝打ちの時期（表面からの深さと打った時の枝の太さなど）が審査の重要なポイントになっています。

最近の市場価格は、去年の平均より少し下げて1㎡当り**1万6千円**前後となっています。一方、スギ材は**品薄で高値が続いています**。

現在でも枝打ち材は、打っていない木の**3～5倍**の値段で取引されています。打てる木は枝打ちをしましょう。次回の記念市は来年3月に春の記念市として開催します。

また、松材の需要期になり各方面から松材の問い合わせが多数あります。年明けの初市は、恒例となりました「松の市」を開催しますので、出材の予定のある方は**11月中**に森林組合へお申し込みください。

＜右写真＝適齢期に枝打ちされた材＞ 枝打ちはタイミングが重要です。秋から春にかけ、幹の太さが6cm位の時に枝打ちを行うのが理想です。一回目は1.5m位まで打ち、成長に合わせて数回に分けて4mまで打ちます。



第回、第回、第回(秋の記念市)の市況（1㎡当りの平均値と高値）

樹種	長さ	末口径 (cm)	9月1日 (743回)		9月16日 (744回)		10月16日 (745回)	
			平均(円)	高値(円)	平均(円)	高値(円)	平均(円)	高値(円)
ヒノキ	3m	16～18	16,700	28,500	16,500	45,500	16,400	122,200
		20～22	16,200	50,000	16,400	100,000	16,000	122,200
		24以上	16,000	—	16,000	—	16,000	—
	4m	20以上	16,000	26,600	16,000	46,600	16,000	149,000
	6m	16～18	30,000	—	31,000	—	29,300	—
20以上		29,000	—	30,000	—	28,900	85,000	
スギ	3m	16～18	10,000	—	10,000	—	10,000	—
		20～22	12,000	—	12,000	—	12,000	—
		24～28	14,000	—	14,000	—	14,000	—
	4m	30以上	15,000	—	14,500	16,600	15,500	67,500

◇平成27年度の共販日程◇

1月: 6・19	2月: 2・16	3月: 16	4月: 6・20	5月: 11・25	6月: 8・22
7月: 13・27	8月: 10・24	9月: 14	10月: 13	11月: 2・16	12月: 7

※1/6 初市、3/16 春の記念市、10/13 秋の記念市、12/7 納市

賦課金の基準面積について

賦課金の算定基礎となる所有森林面積は、平成19年のデータが基になっています。山林の異動があった場合には、毎年3月に組合員さんから申告して頂くことにより更新を行ってきております。最近、この賦課基準面積についてのお問い合わせが多くあります。変更の届け出をしたかどうかご不明の方、又は内容をチェックしたい方は組合のデータをお渡ししますので森林組合総務課へお申し出ください。

水源地域内の山林譲渡の事前届について

平成24年に森林法が改正され、新たに森林の所有者になった場合の届け出制度が施行されましたが、それに加え水源地域を保護するために**岐阜県水源地域保全条例**で水源地域に指定された地区内（水道水源の取水地点及びその周辺）の山林の売買等は事前届け出制（契約の**30日前までに届け出**）になりました。加子母は「小郷一の谷」の一部、「尾城」の一部に水源地域があります(下表参照)。

この区域で山林を売買される予定の方はご注意ください。ご不明な場合は、森林組合へお問い合わせください。

地区	字	林班
小郷東一の谷地区	小郷東の一部	14・15・16・17 (15・16は市有林)
川向尾城地区	川向の一部 向畑の一部	61・62・63・64・65 (62・63・64は市有林)